

長岡京市にじいろ企業登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方及び価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、企業及び事業所並びに行政が一体となって性的マイノリティの理解の促進を図るため、長岡京市にじいろ企業登録制度に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長岡京市にじいろ基準 企業又は事業所において性の多様性理解促進を図る取組及び対応について、その状況を示す基準として定めるものをいう。
- (2) 企業 法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- (3) 事業所 事務所、本店、支店、工場、営業所その他の事業を行う場所又は施設をいう。

(対象)

第3条 長岡京市にじいろ企業登録制度に登録することができる企業又は事業所（以下「企業等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 長岡京市内に企業等があること。
 - (2) 別表に定める長岡京市にじいろ基準のうち、1の基本方針は必須とし、残り3項目のうち1つ以上該当すること。
- 2 前項の規定に関わらず、企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該企業等を登録しないものとする。
- (1) 過去3年以内に、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働に関する法令について不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、過去3年以内に事業に関して法令に違反し、行政処分を受けたとき。
 - (3) 市税を滞納しているとき。
 - (4) 過去3年以内に偽りその他不正な手段により登録を受けようとしたとき。
 - (5) 長岡京市暴力団排除条例（平成24年長岡京市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員が役員となっている企業等又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業等であるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、登録をすることが社会通念上適切でないと認められるとき。

(登録の方法)

第4条 市長は、長岡京市にじいろ基準について、あらかじめ公表しなければならない。

- 2 登録を受けようとする企業等は、長岡京市にじいろ企業登録申請書（第1号様式。以下

「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、当該申請書の記載内容に関する説明資料、写真、図面等を書面又は電磁的記録によって添付を求めることができる。

4 市長は、前条の規定による登録の基準を満たした企業等を長岡京市にじいろ企業として登録し、長岡京市にじいろ企業登録証（第2号様式）を交付するものとする。

（登録の単位）

第5条 前条第5項の規定による長岡京市にじいろ企業の登録は、企業単位又は事業所単位とする。

（変更、辞退及び廃止の届出）

第6条 登録を受けた企業等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、長岡京市にじいろ企業登録制度申請事項（変更・辞退・廃止）届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書に記載した名称等を変更したとき。
- (2) 申請書に記載した所在地を変更したとき。
- (3) 申請書に記載した取組内容、実施状況等に変更があったとき。
- (4) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

（確認調査）

第7条 市長は、必要に応じて企業等に対し調査を実施し、申請内容の確認を行うことができる。

（登録の有効期間）

第8条 登録を受けた企業等に係る登録の有効期間は定めない。

（登録の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の取消しを行うことができる。

- (1) 第3条第1項第1号又は第2号に該当しなくなったとき又は同条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 登録を継続することが社会通念上適切でない認められるとき。

（市の役割）

第10条 市長は、登録を受けた企業等の名称、取組内容その他必要な事項について情報を発信し、広く市民等に周知されるよう広報活動に努めるものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

長岡京市にじいる基準

項目	登録基準
1 基本方針（必須）	企業等として全ての人にとって働きやすい職場づくりに努めることを社内規定等に明記している。
2 啓発	従業員向けに性の多様性に関する研修又はセミナーを年1回以上実施している。あるいは、他団体が実施する研修会又はセミナーへ従業員が年1回以上参加している。
3 相談窓口の設置	従業員が性の多様性に基づく悩みを打ち明けられる体制がある。
4 執務環境の整備	全ての従業員及び顧客に配慮したトイレ（多目的トイレを含む。）、更衣室等の整備又はサービスがある。